

○高浜町

支援制度名称	支援種別	内 容	連 絡 先
高浜町木造住宅 耐震診断等促進事業	補助	【一般診断法】 一般耐震診断および補強プラン作成の費用に対する補助 (対象となる住宅) ・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 (個人負担) 1万円	建設整備課 0770-72-7702
高浜町木造住宅 耐震改修促進事業	補助	耐震診断事業の結果、耐震補強の必要があると判定された木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 【補助金額】 (全体改修) 最大150万円(工事費の100%以内)	
高浜の伝統的民家 普及促進事業	補助	高浜の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 〔新築等〕 上限額160万円(推進地区対象) (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) 〔改修等〕 上限額300万円(推進地区) 上限額200万円(推進地区外対象) (外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2以内)	
高浜町多世帯同居 リフォーム支援事業	補助	新たに多世帯同居による住宅の改修に要する費用に対して補助 【補助金額】 上限額40万円(改修費用の50%)	
高浜町空き家リフォーム 支援事業	補助	高浜町空き家情報バンクに登録されている物件に、居住する際の改修費用や荷物撤去費用に対して補助 【補助金額】 100万円(改修費用の50%)	
住宅・店舗リフォーム 支援事業	補助	居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅及び店舗の修繕、改修、模様替に対して補助 【補助金額】 (住宅)上限30万円(改修費用の20%) (店舗)上限40万円(改修費用の20%)	
高浜町老朽危険空家等除却 支援事業	補助	老朽危険空家等の解体撤去に要する費用に対して補助 【補助金額】 (老朽危険空家)150万円(工事費用の3/4) (準老朽危険空家又はその他空家)100万円(工事費用の1/2)	保健福祉課 0770-72-5887
居宅介護住宅改修費給付 (介護保険)	補助	【対象者】要支援・要介護認定者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】10分の7～9(支給限度基準額20万円)	
高浜町住まい 環境整備費支援事業	補助	【対象者】 ・要介護認定者(3～5) ・要介護認定者1・2で次のいずれかに該当(1車いす利用者21・2級の身体障害者手帳保持者3障害により日常生活が困難な者4認知症により日常生活が困難な者) 【内容】 廊下・トイレ・浴室・玄関等の拡幅や階段昇降機の設置等に要する費用の一部助成 【補助額】 工事に要する費用の10分の7～9(上限額80万円)	
高浜町重度身体障害者 (児)住宅改造費助成事業	補助	【対象者】・視覚障害・肢体不自由2級以上の身体障害児者 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の8(上限額80万円)	
日常生活用具 住宅改修費給付	補助	【対象者】下肢・体幹・脳原性移動機能障害3級以上の身体障害児者 ※特殊便器への取替えは上肢2級以上 【内容】手すりの取り付けや段差解消等に要する費用の一部助成 【補助額】工事に要する費用の10分の9(上限額20万円)	

☆詳細は各市役所・町役場の担当課にお問合せください。